

公開意見募集の意見等について

以下は、公開意見募集において提出された意見等を一覧できるように事務当局で整理したものである。

プロセスに関するガイドライン(案)への意見等

ステップ1．事業の発案（民間事業者からの発案を含む）

1 - 1 P F I 事業の検討関連

- ・「P F I 事業の検討を行う場合、まず実施すべき公共施設等の整備等に関する事業が想定されていることが前提」とあるが、公共側の有するマスタープラン、中長期的方針における位置づけ、事業実施の目的、目標を明確にした上で検討を行うべき旨を追加記載されたい。
- ・1 - 1 (1) において、実施すべき事業が未想定である事業に関して、民間事業者から発案があった場合についても検討する必要がある。
- ・現在公共事業については、B/Cを基に整備の優先度が決められているが、P F I の導入によりB/Cが変化し事業優先度が高まる可能性があり、一考の余地あり。
- ・施設の寿命やファイナンスの組成等を考慮して事業毎に適切な事業期間が設定されるべきことを明示すべき。
- ・現段階においては、民間収益施設に係るリスクの危険性を指摘し、安易に民間収益施設をP F I 事業に組み込まないよう配慮すべきことを明示すべき。
- ・P F I 事業の検討にあたっては、民間施設の経営リスクに鑑み、民間収益施設併設の是非について特に十分な検討が必要である旨示されたい。
- ・補助金等財政上の支援については、スケジュールに対する配慮だけではなく、支援の範囲、適用要件、適用のための手続等を出来る限り具体的に示す必要があることを、追加記載を望む。
- ・P F I 事業における補助金交付の手続きとは基本的にどのようなものかについて、言及することが望ましい。また、補助金の交付は公共体が事前に進めておくといった対応が必要。
- ・コンサルタントと民間事業者との意見交換は重要であり、コンサルタント等と関係企業との間で一切の情報提供や意見交換が行われないようにすることは適切ではない。
- ・公共側が活用するコンサルタントの関係企業等が当該事業に参画することは「不可」との基本姿勢を強く表現すべき。

- ・公共側が活用するコンサルタント等の関係企業等が当該事業に応募又は参画することの禁止が法的に問題がないのであれば、曖昧な表現ではなく明確に禁止した方がよいと考えるが。

1 - 2 民間事業者からの発案関連

- ・発案に係る体制については、せめて窓口の一本化または複数であってもインターネット等での公表を行うなどの具体性を持ったガイドラインの充実を願う。
- ・「民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表を行う体制」について例えば常設の窓口を作る、担当者を任命するなど具体的な記述ができないか。また、不採用の場合の民間事業者への迅速な通知だけでなく公表についても迅速に行うべき。
- ・民間事業者からの発案の対応について、何をもちて発案と認識するのか等、今後対応の方向性を示すなどより具体的な検討が必要ではないか。

- ・民間事業者への発案のインセンティブをどう考えるかも重要なテーマになるのではないか。
- ・発案事業について発案者の提案内容について一定の優位性を持たせるなど発案者に対するインセンティブを与えない限り、発案プロセスは有名無実化するのでは。
- ・民間からの発案を促すような措置（インセンティブ）についても配慮すべき旨追加記載を望む。

- ・民間事業者がPFIとしてより有効な提案を行うためには、PSCを想定し、比較検討することが必要となる場合が考えられる。こうしたPSC想定を行うための情報開示が必要。
- ・事業者の発案のためには、既存の行政施設等の構造、運営コストおよび行政の運営・更改方針など広く情報を入手できる状況が必要であり、このガイドラインにかかわらず、そのような情報公開の体制を整えるよう願う。

- ・民間事業者の募集・評価・選定にあたっては、「公平性・透明性を確保した上で実施する」となっていることから、「公表することにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」特殊な技術、ノウハウ等に係る事項についても公表して構わないのではないか。（「4 - 1」「4 - 3」「5 - 2」「ステップ6」においても同様）

ステップ2．実施方針の策定及び公表

2 - 2 実施方針策定にあたっての留意事項関連

- ・実施方針の公表後、民間事業者の意見等を受け付け、それらの意見を適切に反映させることを義務づけるべき。
- ・実施方針の策定にあたり、「特定事業の事業内容」に先行し、「特定事業の事業目的」を記載すべき。
- ・事前の市場調査により「当該PFI事業に関する情報が特定の民間事業者にのみに流出する危険があるため、市場調査の実施に当たっては配慮が必要」とあるが、情報流出の回避は困難であるから、むしろ情報流出により「入札等において正当な競争が阻害される」危険があると明記し、これに対する配慮を求めることが適当。

ステップ3．特定事業の評価・選定、公表

3 - 1 特定事業の評価・選定関連

- ・VFM評価の際の考慮事項として「PFIを用いることによって得られる効果（例：早期サービス提供による効果等）」を定量化して配慮する必要があるのでは。
- ・「民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合、適切な調整を行う」とあるが、調整対象となり得る税についてより明確に規定することを望む。
- ・公的財政負担の見込額の算定において税収等の調整は極めて困難であるし、事業者選定のVFMプロセスにおいても入札価格の操作が可能となることから同調整は不要ではないか。
- ・入札額が下回らなければならないのはPSCであり、事業をPFIで行った場合の算定額である公的財政負担の見込み額ではないことを明確にし、公的財政負担の見込額の算定の前にPSCの算定が必要であることを記述すべき。

3 - 2 選定結果等の公表関連

- ・特定事業の選定を行ったときはPSCを公表すべきことを明記すべき。
- ・特定事業の選定結果の公表で公表する財政負担の見込額は入札予定価格ではないことを周知徹底することが必要。選定結果の公表にあたっては、PFIによる場合の負担額とPSCをあわせて公表すべき。また、価格以外の定量評価についてもその方法と結果を公表すべき。
- ・「特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容と合わせ、速やかに公表する」とあるが、「評価の内容（評価の方法並びに根拠等）」としてより明確にする必要がある。当該評価方法及びその根拠について一定の指針を示すことが必要。

- ・特定事業の選定にあたり、VFM算定のためのPSCでのリスク並びにコストが過小評価されているケースが散見されるため、可能な限り比較の際の前提条件を公表することが適切。当該前提条件について一定の指針を示すことが必要。
- ・VFMの事前公表において、算出根拠を明示してほしい。
- ・正当な競争が阻害されるおそれがある場合等については、公的財政負担の縮減額または割合の見込みのみ示しても差し支えない旨述べられているが、その場合においても、選定結果のみならず、選定評価上の前提条件、根拠データについて出来る限り公表すべき旨追加記載を望む。

ステップ4 . 民間事業者の募集、評価・選定、公表

4 - 1 民間事業者の募集、評価・選定関連

- ・「所用の提案準備期間や契約の締結に要する期間に配慮すること」とあるが、既実施事例の中には十分な期間が設定されていない例も見受けられる。このため、「所用の提案準備期間や契約の締結に要する期間に十分配慮すること」等、より明確な指針として提示することを望む。
- ・自治体や民間応募者に対して事業者選定・応募に係る費用の一部補助が検討されるべき。
- ・「入札費用の一部負担の検討」等、更に踏み込んだ記述を求めたい。
- ・性能発注の重視に関する記述が簡略であり、考え方、手法、契約的な規律のあり方等に関して明確でない。
- ・性能発注について、募集要項のサービス水準の設定の仕方によっては、提供するサービスの内容の水準が一定にならず、公正な選定が困難になると考える。
- ・性能発注によりサービスそのものへの創意工夫をサポートするには、事業選定あるいはその前後において、なぜこの規模・内容の事業に決定したかという公共側の発表が考えられる。
- ・「性能発注」の用語は十分咀嚼されていないので「機能指定による入札と契約方式」としては。
- ・評価基準が価格のみに偏らないようにすべきことを明記すべき。
- ・総合評価において価格競争にならぬよう、価格以外の評価項目の記述において強調してほしい。
- ・民間事業者の募集において、評価項目として事業の安定性も付け加えるべきではないか。
- ・価格及びその他の条件により選定を行うに当たり、「価格」による評価に当たっては、現在価値で評価すべき。

- ・募集に係る手続について、質問の機会を十分に確保し、質問を繰り返すことで性能発注では可能な限り入札条件の具体化・詳細化を図り、最終的な入札条件に反映することが必要であり、比較可能な応札が出てくるべきであることを強調しておくべきではないか。
- ・創意工夫を促すため、事業期間に対する追加訂正を認める方向で検討してほしい。
- ・一般競争入札を原則とすることに反対。(保証金・保証差し入れが必要になる。落札後に事業契約の内容を協議できない。)
- ・一般競争入札について再考を促したい。(交渉の余地がない場合がある)
- ・一般競争入札が原則のため事業者に契約保証金または親会社の保証を義務付けており、民間事業者の選定については、一般競争入札によることが原則であることは疑問。
- ・一般競争入札原則に基づき既成案件にて保証を事業者に求めたり、契約書(案)の変更を受付けないという対応が見られる。同原則の撤回もしくは注記にて前述の様なことは望ましくない旨言及するなど、対応を考えてほしい。
- ・一般競争入札が原則である旨明記されているが、透明性、公平性に十分配慮したうえでのプロポーザル随意契約方式の導入及び随意契約要件の緩和について含みを残した記載にしてほしい。
- ・「民間事業者選定にあたっては、一般競争入札によることを原則とし、そのうちで総合評価一般競争入札によることも可能である」となっているが、総合評価一般競争入札が原則となるのではないか。
- ・一般競争入札の手法がPFI事業者の選定方法として適切か否かの判断は、今後の検討課題であろう。
- ・参加希望者全員の一発勝負ではなく、一次・二次審査で参加企業の絞込みを希望する。
- ・参加者の資格審査において事業計画を審査することにより、ショートリスト作成と同様な効果を得ることが期待される選定手順を明確にすべきである。
- ・優先交渉権者という考え方が導入できるような運用が可能であると示せないか。
- ・PFI事業における落札者決定については、原則公募プロポーザル方式とする。公募プロポーザル方式で事業者選定を行うに当たり、随意契約要件の緩和が必要である。
- ・公募プロポーザル方式による入札を原則とすることが望ましい。
- ・地域限定型一般競争入札等はPFIでは廃止すべし。
- ・会計法令による入札保証金および契約保証金はPFIでは廃止すべき。
- ・入札保証金の必要性等についての記述がないが、入札保証金については不要ではないかと考える。

- ・ P F I 事業は、維持管理期間中の債務不履行に対しては、当該債務に対応するサービス対価の減額等のペナルティーを課すことにより契約の履行を促すことから、維持管理期間中の契約保証金は不要と考えられる。
- ・ 契約保証金の納入や、親会社の保証書の差し入れなど「保証」という概念を導入しないよう明記してほしい。
- ・ 事業者の募集時に公共側と事業者の協定ドラフトおよび公共側と S P C 出資者との契約ドラフトを添付することが望まれる。
- ・ 民間事業者の募集に当たり、基本的な契約条件だけでなく、より具体的な協定等の事前公表が必要である。
- ・ 「募集にあたっては、契約書案を添付することが必要である」とあるが、契約内容について、公共側と民間事業者間で協議・交渉の余地があることを記すべき。
- ・ 募集に当たっての契約書案の添付について片務的と思われる条項については、交渉の余地が残るような工夫について言及することを希望。また、契約書案を添付する場合、契約作成に際して民間事業者が提案できるものとできないものの区分を明確にしておくことが必要。
- ・ 契約の締結にあたっては契約内容について変更できないことの撤回。事業者と協議の上、契約書条項の修正を認める形にしてほしい。
- ・ 優先交渉者選定後、公共との契約締結段階において、当初提案の詳細事項より更にコスト縮減もしくは性能向上を前提とした価格を含めた提案内容の変更（いわゆる V E 提案）が認められるのが適切である。
- ・ 「落札者」に決定される前に、契約条件についての説明・協議・交渉の機会が確保されるべきこと、また、契約内容の変更については、入札の公平性・透明性を損なわない範囲で柔軟に対応すべきことを明記すべき。
- ・ 会計法令の適用を受ける契約について、入札後軽微な事項を除き契約内容について変更できないことに留意する必要があるとの記述は再考してほしい。
- ・ 交渉の場を設け、甲乙協議をする中でより良い方法があれば、価格の変動も可能であることを原則として欲しい。
- ・ B O T の場合の施設の事業計画上の税務会計処理(賃貸処理か売買処理か)を募集段階で明確にすべきでは。
- ・ 既存施設のリニューアルや既存システムのメンテナンスを含む事業の事業化にあたっては、原設計条件、施行条件を募集時に適切に開示することが必要。
- ・ 参加企業の代表企業だけには資格条件を附すべき。
- ・ 入札予定価格は P S C を基準とするとの見解を示すことは難しいか。

- ・一般競争入札を実施する場合における、政府調達協定と会計法令との整合性を確保すべき内容を具体的に明示すべき。
- ・SPCについては、あらかじめ設立することが望ましいのではないかと。また、選定後SPCを設立することが想定される場合は、「適正かつ確実に実施する役割を果たす」ための条件（例：法人設立に必要な書類等の提示など）を示すべき。
- ・外部コンサルタントの選定方法についても、公平性の担保・透明性の確保・客観性の担保の観点からガイドラインに明記されることが望まれる。
- ・「事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である」とあるが、「有識者等から意見を聴くことが必要不可欠である」としてはどうか。
- ・「公平性原則」を削除して、倫理的な「公平性」を要求する方が適当では。
- ・民間事業者の募集・選定について「別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従う」とあるが、PFIを浸透・定着させるため、今後、順次、現行法を改正する必要性を併記すべき。
- ・「会計法令の適用を受ける場合」とあるが、適用を受けない場合はあり得るのか。

4 - 2 民間事業者の選定結果の公表関連

- ・縮減の見込額（=VFM）の計算根拠等は広く公表することが求められ、現在の入札結果等の公表以上の手続きが望ましい。
- ・選定結果の公表内容について、公表される内容・項目は公表に先立ちあらかじめ書類で示されることで民間業者の合意を得ることを希望する。
- ・第二位の応札者に対し交渉開始の期限を通知することが、事業の円滑な遂行に資する。
- ・説明機会は重要なので、特に初期の段階では必ず行ってほしい。

ステップ5 . 協定等の締結等

5 - 1 協定等の取り決めに当たっての留意事項関連

- ・協定等の締結について基本方針に記載の内容とほぼ同じであり、今後のさらなる検討が望まれる。
- ・契約・協定についての簡明な解説と標準契約モデルの早期作成・開示の体制づくりを望む。
- ・協定等の取り決めに当たっての留意事項に関し、PFI事業を遂行する上で必要な契約を締結するための準備期間を十分確保するよう明記すべき。
- ・PFI事業を遂行する上で必要な契約の体系構築のための十分な期間の確保について、公共側は充分留意する旨示してほしい。

- ・協定等において、リスクヘッジ手段の購入の証拠の提出を事業者に義務づけることが望ましい。
- ・「公共施設等の管理者等の救済のための手段」の意味が不明。
- ・事業期間終了後も一定の前提条件下では民間が引き続き事業運営を継続でき得るよう、「契約延伸のオプションも含め」(選定事業の終了時期を明確に定めること)と明記することを望む。
- ・選定事業者が有する権利について、融資金融機関等に対して担保提供を行うことが可能であることを明示すべき。
- ・土地が行政財産である場合において、長期使用許可による土地利用権の確保を可能とすべき。
- ・融資金融機関等との直接交渉の取決めについて、その概要について言及されていれば、より効果的と考える。また、民間収益施設の併用の場合は、一層慎重に取決めを行うことに触れておくことが親切と考える。一方、事業者が金融機関との契約を改定することをいわずらに妨げてはならない。
- ・PFIをプロジェクトファイナンスとして組成していくためには、事業継続のためステップインライト(介入権)の一形態として事業者選定手法に関わらず地位の譲渡を認めるべき。
- ・第三者による選定事業の継承については、選定事業者の破綻の場合に限定するのではなく、公共側の事前承認を前提として、事業者の自由意志による第三者への継承も認めるべき。
- ・協定等の疑義等の解消手続きについては、公共側・事業者のいずれも、第三者による仲裁・裁定手続きを申請できるメカニズムが望ましい。
- ・協定等の疑義等の解消手続き等が何を明確化するのか不明であり、細かな例示(管轄裁判所、交渉代理人など)が必要と考える。

5 - 4 選定事業者が、当該選定事業以外の事業等の従事する場合の措置、又は、新設法人である場合における別途合意関連

- ・公共側とSPCの出資者との契約について、そのドラフトが入札書類に添付されることが望ましい。
- ・いわゆるSPCに対し、出資した民間事業者は出資の範囲で責任を負うものであるから、「担保の措置」は限定的なものであることを官民ともに認識することが必要。
- ・SPCの出資者との間で合意する、選定事業の適正かつ確実な実施を担保する措置については十分に検討した上で、限定的に行われるべきものである旨、記載することを望む。

ステップ6．事業の実施、監視等

- ・「監視については、その結果を支払額に反映する」という事業モニタリング的側面、市場調査によるサービス価格の見直し、ベンチマーキング等についても補足しておく必要がある。
- ・事業毎又は自治体毎に継続的にPFI事業を評価していくシステムが必要。また、その評価の委員会等には一般の利用者、市民を加え、バランスをとることを望む。
- ・事業の実施、監視等において、PFIを公共調達の一手法として定着させるには、ノウハウの共有・蓄積のため、それが可能な形での総合評価報告書の作成、公開が重要となると考えられるので、こうした対応についても考慮されたい。

ステップ7．事業の終了

- ・事業終了後の事業の評価が必要である。

その他、プロセスに関するガイドライン全般に係るもの等

- ・全般的に抽象的過ぎて、実務上のガイドラインとしては、さらに事業種別毎などの細かいものが必要であると考え。今後、さらに事業種別ガイドラインや協定等のひな型などの作成を委員会にて作成することを期待する。
- ・実施方針の策定と特定事業の関係及び論理連関性に関してPFI法及び基本方針において明確になっていないが、本ガイドラインにおいても未だ明確にされていない。
- ・現行法令とPFI事業の実際との間に多少なりのフリクションが生じているので、これに関し国としての方向性を示してもらえないか。
- ・PFI実施プロセスにおける議会との関係の重要性を明記するとともに、議会への報告、議会における決議等のタイミングについて例示されるとよりわかりやすいのではないか。

リスク分担等に関するガイドライン(案)への意見等

一 リスク分担等の基本的留意点

1 関連

- ・リスクの説明は、「その影響を正確には想定できない、損失が発生する可能性をもたらす不確実性のある事由をリスクという」が適当ではないか。
- ・リスクとしては、利用者、近隣住民等に影響を与えるものも対象とすべき。また「事由」より「要因」の用語の方が、連続的な変化を表し適切。従って「これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる利益が影響をうける」との表現を修正すべき。
- ・損失という特定の方向に問題を絞り込むことは不適切であり、「このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。」との表現を修正すべき。損失に絞った議論をする場合には「損失のリスク」「ダウンサイドリスク」等の用語を使えばよい。

2 関連

- ・不要な説明を削除し損失という特定の方向に問題を絞り込まないため「選定事業の適正かつ確実な実施を確保するうえで、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実に必要な」との表現を修正すべき。
- ・リスクの移転はリスクを管理するためのコストが相手方に発生するということをリスク分担の前提として明記すべき。
- ・(1)リスクとその原因の把握が「できる限り」では抽象的すぎる。
- ・(2)のリスクの定量化、定性的な評価の具体的な方法の例示を願う。
- ・(3)(ロ)にはリスクが顕在化するおそれの高低だけでなく、リスクが顕在化した場合の大小も付け加えるべき。
- ・(3)リスクを分担する者と(4)リスクの分担方法は1つの項目にまとめ、(3)の表現は修正すべき。
- ・PFI事業における賠償責任について、国が最終責任を負うこととなることを明記すべき。また、国が被った損害に関する選定事業者へ対する国の求償権の範囲を明確化することが望ましい。

二 リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等

1. 調査、設計に係るリスク関連

- ・要項書、入札説明書等の作成に関するリスクを挙げるべき。
- ・公共側が仕様等について追加要求した場合のリスク分担を明確にする必要。
- ・(1)参考 では、「部位毎の耐用年数」を考慮した瑕疵担保の記述とすべき。

3. 建設に係るリスク関連

- ・住民に関するリスクを記載し、基本的に公共側がリスクを負うことを明確化すべき。

6. 各段階に共通に関連するリスク関連

- ・(2)の税制の変更等に対処する(参考)が加わるとより充実する。
- ・落札から協定締結(ファイナンスクローズ)までの金利の変動について、公共側が応分の負担をする条項も検討に値するのでは。
- ・(4)の事業実施に必要な許認可について、公共側が「どの段階でどのような手続きが必要であるか」の情報提供を行わず遅延やコスト増が発生する場合のリスク負担は、公共側にあるとすべき。

三 その他の留意事項

- ・1に、リスクが複合して顕在化する可能性を付加しては。又、リスク負担の責任者の認定を第三者に求める権利を協定に盛りこむ必要がある。
- ・2での実施方針におけるリスク分担等の詳細化等の時期をより具体的に記述すべき。
- ・3に関連し、公共側と出資者の別途合意については問題があるという点を考慮した記述にすべき。
- ・4の資金調達が困難となるおそれが強いと認められる場合等の協定等で明記する内容について例示するか、将来検討し、ガイドライン改訂をすべき。
- ・4に、金融界の意見も踏まえ、(参考)を付すべき。

その他、リスク分担等に関するガイドライン全般に係るもの等

- ・リスク要素として、住民の要求(反対運動、争訟まで)による遅延、コスト上昇等のリスクがあり、原則、公共側が負うべきリスクであることを明示願う。
- ・ポリティカルリスクについての記載を望む。
- ・全般的に抽象的過ぎて、実務上のガイドラインとしては、さらに事業種別毎などの細かいものが必要であると考え。今後、さらに事業種別ガイドラインや協定等のひな型などの作成を委員会にて作成することを期待する。
- ・官民のリスク分担の基本事項をより詳細に記述することを望む。
- ・契約に対する意識革命が求められている状況から、ガイドラインの更なる改善と補足を望む。
- ・国際会計標準及び国際公会計標準の検討が進んでいる国際動向を踏まえ、PFI事業を国のバランスシート上どう扱うかという観点を考慮したリスク分担の記述が必要なのではないか。
- ・よりわかりやすい文章とする等工夫すべき。
- ・公共側のリスクデータ蓄積に係わる環境整備とデータの公開の引き続きの審議検討を要望。

- ・ 民間のリスク負担と効率性向上に対するリターン/インセンティブの導入の引き続きの審議検討を要望。
- ・ リスクを洗い出し、協定等において分担のあり方を取り決めるためには交渉が不可欠である。
- ・ いくつかの典型的な事業例とそのリスク分担例があれば、実務上有効。
- ・ 国で事業類型に応じた関連法令・必要許認可を整理・提示し、公共側の相談を受ける等により許認可取得に係るリスクの最小化を行うことが望ましい。

その他の意見等

- ・ 土壌浄化法についての提案。
- ・ P F I 事業に関する税務・会計処理について検討を行い、ガイドライン等で明示すべき。
- ・ パブリックコメントに付す期間を十分に確保すべき。
- ・ ガイドラインの公表に向けて今後の迅速な作業と時期を失しない公表を望む。
- ・ 現実の案件での様々な具体的課題、問題を把握し、公共側が取りうる選択肢をより明確に提示することを望む。
- ・ 全ての分野に対する一般事項をとりまとめたため内容が抽象的で実務担当者にはなお不明な点が多いので、分野ごとのモデル契約書の策定を望む。
- ・ 地方公共団体に対する何らかのガイドラインの策定の検討を望む。
- ・ P F I 事業は多様なパターンが想定されており、その多様なパターンの具体例を示せないか。